

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 2
- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 4

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2 件）【産業経済局観光にぎわい部商業振興課】 5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】 9

◇ 上下水道局

- 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】 1 0

北九州市告示第401号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び児童福祉法第21条の5の24第1号の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション夢ひろば 北九州市八幡西区 割子川二丁目12番26-301号	福岡県高齢者福祉生活協同組合 福岡市博多区店屋町3番23号サカタビル2階 理事長 宮田育郎	特定無し	4016600084

(2) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ワークサポート青葉 北九州市小倉北区 青葉二丁目1番17号	株式会社真聖 北九州市小倉北区青葉二丁目1番17号 代表取締役 宮武哲也	特定無し	4017801194

(3) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
えじそんくらぶ小倉	一般社団法人ウェルビン グ	重症心身 障害児以	4057801666

北九州市小倉北区 紺屋町 1 1 番 6 号	北九州市小倉南区田原三 丁目 6 番 3 号 理事長 三澤雅彦	外	
---------------------------	---------------------------------------	---	--

(4) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
放課後等デイサー ビス かもん 北九州市門司区下 馬寄 5 番 2 号	合同会社かもん 北九州市門司区下馬寄 5 番 2 号 代表社員 田中秀幸	重症心身 障害児以 外	4057601561
えじそんくらぶ小 倉 北九州市小倉北区 紺屋町 1 1 番 6 号	一般社団法人ウェルビン グ 北九州市小倉南区田原三 丁目 6 番 3 号 理事長 三澤雅彦	重症心身 障害児以 外	4057801666

- 2 指定年月日
平成 2 7 年 9 月 1 日

北九州市告示第 4 0 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第 5 1 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 1 0 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
J A 北九ヘルパー ステーション小倉 北九州市小倉南区 富士見二丁目 8 番 1 号	北九州農業協同組合 北九州市八幡西区穴生一 丁目 8 番 2 号 代表理事組合長 香月 保	身体障害 者、知的 障害者	4017700792

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
J A 北九ヘルパー ステーション小倉 北九州市小倉南区 富士見二丁目 8 番 1 号	北九州農業協同組合 北九州市八幡西区穴生一 丁目 8 番 2 号 代表理事組合長 香月 保	身体障害 者、知的 障害者	4017700792

2 事業廃止年月日

平成 2 7 年 8 月 3 1 日

北九州市公告第 7 6 8 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなし、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 7 年 1 0 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレッシュ 8 浅川店

北九州市八幡西区浅川日の峯二丁目 2 7 番 2 2 号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スーパー大栄

代表取締役 松島三秋

北九州市八幡西区中須一丁目 1 番 7 号

3 変更する事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前 午前 1 0 時から午後 7 時まで

土曜日は午前 9 時から午後 7 時まで

イ 変更後 午前 8 時から午後 1 0 時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前 1 0 時から午後 7 時まで

土曜日は午前 9 時から午後 7 時まで

イ 変更後 午前 7 時 4 5 分から午後 1 0 時 1 5 分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 荷さばき施設 1 午前 6 時から午後 1 0 時まで

荷さばき施設 2 午前 6 時から午後 1 0 時まで

荷さばき施設 3 午前 6 時から午前 1 0 時まで

土曜日は午前 6 時から午前 9 時まで

荷さばき施設 4 午後 1 0 時から午前 1 0 時まで

土曜日は午後 1 0 時から午前 9 時まで

- イ 変更後 荷さばき施設 1 午前 6 時から午後 1 0 時まで
荷さばき施設 2 午前 6 時から午後 1 0 時まで
荷さばき施設 3 午前 6 時から午前 7 時 4 5 分まで
荷さばき施設 4 午後 1 0 時 1 5 分から午前 7 時 4 5 分

4 変更する年月日

平成 2 7 年 9 月 1 5 日

5 届出年月日

平成 2 7 年 9 月 1 4 日

6 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号

北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課

- (2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目 1 5 番 3 号

北九州市八幡西区役所総務企画課

7 縦覧期間

平成 2 7 年 1 0 月 6 日から平成 2 8 年 2 月 8 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに平成 2 7 年 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 2 8 年 2 月 8 日までに北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
(2) 住所又は所在地
(3) 連絡先電話番号
(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(5) 意見

北九州市公告第 7 6 9 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなし、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 7 年 1 0 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

相生ショッピングセンター
北九州市八幡西区相生町 8 番

2 大規模小売店舗を設置する者

アイコー興産有限会社
取締役 善明弘史
北九州市八幡西区相生町 1 3 番 2 1 号

3 変更する事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前 午前 1 0 時から午後 7 時まで
土曜日は午前 9 時から午後 7 時まで

イ 変更後 午前 8 時から午後 1 0 時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前 1 0 時から午後 7 時まで
土曜日は午前 9 時から午後 7 時まで

イ 変更後 午前 7 時 4 5 分から午後 1 0 時 1 5 分まで

4 変更する年月日

平成 2 7 年 9 月 1 5 日

5 届出年月日

平成 2 7 年 9 月 1 4 日

6 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号

北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

7 縦覧期間

平成27年10月6日から平成28年2月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成27年12月29日から同月31日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成28年2月8日までに北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 770 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 27 年 10 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成 27 年 9 月 24 日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO 法人日本ソーシャルスポレク協会

(2) 代表者の氏名

仲村龍治

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市八幡西区星ヶ丘四丁目 10 番 10 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツ、レクリエーション又は自然環境保全活動等を通じた健康増進、交流促進及び防犯環境改善等に関する事業を行い、もって地域コミュニティの活性化及び住民生活の質的向上に寄与することを目的とする。

北九州市上下水道局告示第40号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号）第4条の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月6日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
M-052	横浜建設	井上達生	北九州市小倉南区 上曾根一丁目2番 31号	平成27年 9月30日
M-063	株式会社 九州環境 設備	清野隆	北九州市小倉南区 大字新道寺383 番地の13	平成27年 9月30日